

## 社会福祉法人東海市社会福祉協議会行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、仕事と子育ての両立とワークライフバランスの調和を図り、全ての職員がその能力を十分に発揮することができるよう働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年7月1日～令和13年6月30日までの5年間

2 内容

目標1：計画期間中の男性の育児休業取得率を100%とする。

<対策>

- ・令和8年10月～
  - 育児・介護休業等に関する規程の内容について、要点をまとめた資料を作成するなど、よりわかりやすい形で対象者に周知する
  - 育児に関わる制度について情報提供する

目標2：計画期間中に月平均の時間外・休日労働時間を12時間以下とする。

<対策>

- ・令和8年7月～
  - 「ノー残業デイ」の周知徹底を図る
- ・令和8年10月～
  - 業務手順の標準化及びマニュアルの整備により、業務の効率化と時間外勤務の縮減を図る

目標3：管理職（主幹級以上）に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

<対策>

- ・令和8年10月～
  - 対象となる男女職員に対して管理職員研修の受講を実施する。
  - 男女公正な人事評価基準を職員に周知する。

女性の活躍に関する情報  
(男女間賃金差異と女性管理職比率等)

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表します。

1 男女間賃金差異

|           | 男女間賃金差異<br>(男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|-----------|--------------------------------|
| 全労働者      | 79.2%                          |
| 正規職員      | 99.8%                          |
| 嘱託職員・臨時職員 | 138.7%                         |

- ・対象期間：令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
- ・賃金：基本給、時間外勤務手当、賞与、通勤手当等を含み、退職手当を除く。

2 女性管理職比率

|             | 管理職に占める女性の割合 |
|-------------|--------------|
| 管理職（課長級以上）  | 0.0%         |
| <参考>主幹級以上   | 37.5%        |
| <参考>統括主任級以上 | 72.2%        |

- ・対象期間：令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

3 男女別の育児休業取得率

|      | 育児休業取得率 |
|------|---------|
| 男性職員 | 100.0%  |
| 女性職員 | 100.0%  |

- ・対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までに子が生まれた職員  
または、男性職員の対象者は、当該期間に配偶者が出産した職員とする。